

## 沖縄県海外事務所活動支援実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、沖縄県に関係のある企業、団体、行政機関等（以下「沖縄県関係者」という。）が、沖縄県産業振興公社との協定に基づき、設置するソウル、北京、上海、香港、台北、シンガポールの海外事務所（以下「海外事務所」という。）を利用するため必要な事務手続等を定める。

### (支援対象者)

第2条 海外事務所が支援を行う者は、原則として、事務所が所管する地域における経済活動を目的とする沖縄県関係者とする。

### (支援対象地域)

第3条 海外事務所が支援を行う地域は、原則として次のとおりとする。

- ①ソウル事務所・・・大韓民国
- ②台北事務所・・・台灣
- ③香港事務所・・・香港特別行政区政府及びマカオ特別行政区政府の管轄に属する地域
- ④上海事務所・・・中華人民共和国（上海市、重慶市、江蘇省、浙江省、福建省、安徽省、江西省、湖北省、湖南省、四川省、貴州省、雲南省、廣東省、海南省及び廣西壯族自治区の区域に限る。）
- ⑤北京事務所・・・中華人民共和国（上海の駐在職員の担当区域及び香港の駐在職員の担当区域を除く。）、ロシア及びモンゴル
- ⑥シンガポール事務所・・・シンガポールその他東南アジア地域、インド及びオーストラリア

### (支援内容)

第4条 海外事務所が実施する支援内容は、次のとおりとする。

- (1) 海外ビジネス相談
  - (2) 海外ビジネス情報の調査（簡易的な調査）
  - (3) 商談サポート（アポイントメントの取付け、現地同行）
  - (4) 商談等に係る事務所の利用
- 2 前項の場合において、調査は、海外企業との取引、海外でのビジネス展開を支援するための比較的簡易な情報収集を実施するものであり、詳細なマーケティング調査や本格的な市場調査を請け負うものではない。また、学術的な調査研究支援や、委託調査の再委託の受託等でもない。
- 3 第1項の場合、通訳、現地同行は、公共性、公益性、社会貢献性等があると認める

場合、行うものとする。

4 第1項の場合、取引先候補等の企業紹介・推薦、貿易手続き・調査等の請負・代行、見積書取り付けや契約書作成などの実務代行、商談及び営業の代行、海外企業とのやりとりの翻訳・通訳業務、契約の交渉や取引先・関係先との交渉の仲立ち等は行わないものとする。

(利用申込)

第5条 この要領で定める内容に同意し、海外事務所による支援を希望する者（以下「利用者」という。）は、海外事務所利用申込書（様式第1号）に記入のうえ、公益財団法人沖縄県県産業振興公社（以下「公社」という。）に届け出るものとする。

(利用、取消及び延期)

第6条 前条に定める利用申込書の提出を受けた海外事務所長は、その依頼に基づいて、第4条に定める支援を行う。ただし、次に掲げる事項が生じたときは、支援を行わない。

- ① 利用者が日本国及び第3条に規定する地域の法律に違反する行為を行ったとき
- ② 利用者が海外事務所の信用を損なう或いは名誉を毀損する行為を行ったとき
- ③ その他、不可抗力などにより海外事務所による支援が困難と認められるとき

(支援実施)

第7条 前条により対応を決定した利用者に対して、海外事務所長は、各依頼者への支援については、原則として依頼の先着順により海外事務所の活動スケジュールを確保していくものとする。

(利用者負担)

第8条 利用者は、海外事務所の利用にあたり、原則として負担ないものとする。ただし、海外事務所が予期せぬ負担を生じた場合など、特に必要と認める場合はこの限りではない。

(免責)

第9条 海外事務所はこの要領の規定に基づいて必要な支援を行う。ただし、契約及び輸送その他取引全般に関しては全て利用者の責任と判断において行うものとし、公社及び海外事務所はその責任を一切負わないものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和5年4月1日より施行する。